滋賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

滋賀労働局長　野田　　律

第４号中「１時間827円」を「１時間836円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

滋賀労働局長　野田　　律

第４号中「１時間828円」を「１時間835円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

滋賀労働局長　野田　　律

第４号中「１時間810円」を「１時間818円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

滋賀労働局長　野田　　律

第４号中「１時間830円」を「１時間839円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

滋賀労働局長　野田　　律

第４号中「１時間757円」を「１時間765円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年島根労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間700円」を「１時間707円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間834円」を「１時間847円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間802円」を「１時間812円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間809円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間769円」を「１時間780円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間790円」を「１時間801円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間831円」を「１時間842円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

広島労働局長　水野　知親

第４号中「１時間787円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

選挙管理委員会事務局

三　宅　市

選挙

十月二十七日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

福田　紀彦（無所属）（男）